

観光農園（収穫体験）における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (第 1 版)

1. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日）における以下の提言を踏まえ、「観光農園（収穫体験）」を営む際の参考として作成したものです。

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。

作成にあたっては、関連産業の各種ガイドライン等を参考に、全国の観光農業経営者等で組織する「農のふれあい交流経営者協会」の会員が取り組む感染対策を含め取りまとめました。

また、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課によるご協力を賜り、尾内 一信 氏（医師、一般社団法人日本環境感染学会評議員、川崎医科大学医学部小児科科学主任教授、川崎医科大学小児医療センター小児科部長）に監修いただきました。

政府の緊急事態宣言解除後、感染症対策と社会経済活動の両立が求められています。観光農園は、不特定多数の人々が訪れることから、園内において十分な感染拡大防止策を講じ、従業員及び顧客の感染を防止して事業の持続可能性を確保することが重要です。

2. 留意すべき基本原則

一般的に新型コロナウイルスは、感染者のくしゃみや咳などによる「飛沫感染」と、周りのものに触れてついたウイルスによる「接触感染」で感染します。また、密閉環境では、飛沫が長期間浮遊して空気感染の様に「エアゾール」感染することもあります。

感染防止の 3 つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策をとるとともに、お客様に感染拡大防止策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を得ることが必要です。

(1) 身体的距離の確保

- 従業員とお客様及びお客様同士の接触をできるだけ避け、対人距離を 2 m（最低 1 m）確保

するよう努める。

- 予約制限や人数制限などにより来園人数を調整する。
- 農園内ではグループごとに距離をとって収穫体験できるよう案内する。
- 団体等でグループ人数が大人数となる場合、3～5人程度の固まりで分散する等、密を避けるよう留意する。

(2) マスクの着用

- 受付、休憩場所や直売所など、異なるグループの人や従業員と近い距離で接する場合のマスク着用。(従業員及びお客様に対する周知)
※熱中症対策のため必要に応じ着用しないことにも留意。(「5. 熱中症対策」参照)

(3) 手洗い

- 従業員、お客様に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- アルコール消毒剤を使用した後の手や衣類への引火に注意する。
- 受付、事務室、農園内などの各地に手指の消毒設備を設置する。

3. 従業員等向けの対策

- 出勤前に体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員は直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機とする。
- 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 体調不良の場合の自宅待機が当該従業員の負担や経済的な損失につながることをないよう、就業規則等の社内既定・運用において配慮する。
- 公共交通機関を利用する従業員等には、適切なマスクの着用や私語を控えることを徹底する。
- 感染防止対策の重要性を理解させ、政府・自治体が公表する感染症対策に関する最新情報等をメール連絡や朝礼の場などで周知する。
- 陽性者と接触した可能性について通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」のインストールを推奨する。

【政府の情報発信サイト】

内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>

首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策本部

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

4. 各場面における対策

(1) 来園・受付時

- 来園前に検温を行い、以下の場合に該当する者は入園を自粛するようウェブサイト等で呼びかける。
 - ◆ 発熱や咳、咽頭痛など具合の悪い場合
 - ◆ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ◆ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスク着用や咳エチケット、手指消毒の働きかけを行う。
- 農園内外において対人距離を確保するため、お客様に対し掲示・アナウンスの実施により可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- 受付時には間隔を空けた待ち位置の表示など、お客様同士の距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を保つ。
- 代表者がまとめて受付を行い、団体客は一つの場所に固まらず分散して待機するよう促す。
- 感染が発生した場合に備え、来園者の氏名・連絡先を記録した名簿を作成する。

(2) 金銭の受け渡し

- 直接の受け渡しをせず、キャッシュトレイを介した受け渡しや電子決済の導入を検討する。
- 原則使い捨て手袋を装着し、こまめに取り換える。
- 金銭を扱った場合は、都度手指の消毒を行う。
- 人と人が対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽等に努める。

【飛沫防止用シートの火災予防について】

令和 2 年 7 月 17 日付消防庁予防課事務連絡「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）」に基づき、飛沫防止用シートの設置においては以下の点に留意する。

- ① 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- ② 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ③ 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

<参考>

消防庁予防課「上記事務連絡」

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722_yobou_1.pdf

消防庁予防課「飛沫防止用のシート設置に係るリーフレット」

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf

(3) 農園への案内

- グループ単位で体験場所を設定し、グループ間で2 m以上の距離を確保する。
- 農園案内や説明時間を短縮するため、資料配布や動画での説明、ポイントを絞った説明に努める。
- マイクロバス等で園地に案内する場合は、乗車人数を少なくし窓を開けて走行するなど、乗り物内での3密の発生を防止する。
- 乗用車での送迎をする場合には、運転席と後部座席の間をビニールシート等で仕切る。
- 農園までの道が混雑しないよう、適切に掲示・アナウンスを行うとともに、高齢者、妊婦、障害者に対する優先的な利用を確保する。
- 敷物や収穫器具は、できるかぎり自宅より持参していただくようウェブサイト等でお願います。
- 使用する収穫器具（はさみ、収穫かご等）や共用部分（蛇口、三脚、踏み台等）は、各グループの入園前等、適宜消毒を行う。

(4) 収穫体験時

- 会話はグループ内にとどめ、他のグループとの会話は控えるか、マスクを着用し距離を確保するなどして、感染のリスクが低くなるように促す。
- 使い捨て手袋を用意し、お客さまに装着しての収穫をお願いする。
- 一度手を付けた収穫物は必ず収穫するよう促す。
- 一人一人にビニール袋等を配布し、食事により出たヘタ・タネ・食べ残し等は密閉して捨てるよう促す。
- 売店での販売時には、コロナ対策のため試食販売を行わない旨を告知する。
- ハウス内においては、換気を徹底する。

(5) 休憩場所

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるよう促す。
- 使用禁止の席を間隔的に設けるなど座席間の距離を2 m（最低1 m）確保することや、間仕切りの設置を行う。
- 室内では常時換気を行い、座席やテーブルなど共用物品は定期的に消毒する。

(6) トイレ

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ハンドドライヤー、共通のタオルを使用禁止にし、代わりにペーパータオルの設置や個人がタオルを持参する等の対応を行う。

5. 熱中症対策

夏場の気温・湿度が高いなか、炎天下の露地や高温なハウス内では感染症対策を講じつつ、以下のような熱中症対策にも留意する必要がある。

- 換気が十分な場所で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合は、適宜マスクをはずして休養するよう促す。主催者は休憩できる場所の確保に務める。
- マスクを着用している場合、体に強い負荷のかかる行動は避け、喉が渇いていなくてもこまめに水分補給するよう促す。
- 熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをする。

【政府の熱中症対策】

厚生労働省：「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

農林水産省：令和2年度の熱中症予防行動を踏まえた新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの補足について

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/nougyouguidline_hosoku.pdf